

移動自転車売買契約書（案）

売主藤沢市（以下「甲」という。）及び買主（以下「乙」という。）は、移動し保管期間の経過した自転車（以下「自転車」という。）について、次のとおり売買契約を締結する。

甲及び乙はこの売買契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

第1条 甲は、乙に対して自転車を売り渡し、乙はこれを買受ける。

（1）予定数量 1, 200台

（2）契約金額 1台当り 円（消費税及び地方消費税額を除く）

なお、契約金額（1台当り）に係る消費税及び地方消費税については、自転車の売り渡し日における消費税法及び地方税法の税率が適用される。

また、1台当たりの契約金額は、自転車の種類、大小、状態、運搬距離の遠近にかかわらず、契約で定められた金額とする。

（3）契約期間 2025年（令和7年）4月 1日から
2026年（令和8年）3月31日 まで

（売却代金の納付方法）

第2条 乙は甲の発行する納入通知書により期限内に納付するものとする。

（所有権の移転）

第3条 物件の所有権は、乙が売却代金を納付した後、引渡を受けたときに乙へ移転するものとする。

（契約不適合責任）

第4条 甲は、物件の引き渡し後は、その契約不適合についての責任を負わないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

（秘密の保持義務）

第6条 乙及び使用人その他の従事者は、この契約の履行に際して知り得た事項を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。契約期間が満了した後若しくは契約が解除された後又はその職を退いた場合も同様とする。

（管理義務）

第7条 乙は、この契約の着手から完了にいたるまで、その契約全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

(損害の負担)

第8条 乙は、この契約の履行上発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理し賠償を負担しなければならない。ただし、甲の責任に帰する理由による場合においては、この限りでない。

(予定数量変更による損害賠償請求)

第9条 甲の都合により、予定数量に増減が生じることがあっても、乙は、異議の申立て、又は損害賠償の請求をすることができない。

(甲の契約解除権及び違約金)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその責任を負わない。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき
- (2) 契約の締結、又は履行につき不正の行為があったとき
- (3) 乙が、違法行為等により、営業の全部又は一部の停止又は廃止等の措置を受けたとき
- (4) 甲からの引き取りの依頼に対し、乙の引き取りが滞ることにより、契約不履行のおそれがあると認められるとき
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するとき
- (6) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第56条第1項の規定による是正又は中止の勧告に従わなかったとき
- (7) この契約の履行において、必要な許可、免許、登録又は各種の資格が取消され又は抹消されたとき、又は必要な基準を満たさなくなったとき
- (8) 前7号に掲げる場合のほか、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）又はこの契約に違反したとき、若しくはその違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき

2 前項の規定により契約が解除されたときは、甲は契約金額に予定台数を乗じて得られる金額の10分の1に相当する額の違約金を乙に請求することができる。

(乙の契約解除権)

第11条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能になったときはこの契約を解除することができる。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第13条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴えの管轄は横浜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年（令和7年） 月 日

甲 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
藤沢市長 鈴木 恒 夫 印

乙

印